枚方市条例第　10　号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第１の３の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」の次に「、法第９条第３項に規定する戸籍関係情報」を加え、同表８の項中「実施」の次に「、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給」を加え、「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表21の項中「による保護に準じた措置」を「に準じた保護」に改め、「実施」の次に「、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」に改め、同表に次のように加える。

22	市長	若者の入院に係る医療費に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報、国民健康保険関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は外国人生活保護実施関係情報であって規則で定めるもの

附　則［令和6年3月7日公布］

この条例は、公布の日から施行する。